

静岡県告示第525号

身体拘束に関する意識等アンケート調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和4年7月19日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

本調査は、静岡県内の施設等の利用者家族等の意識の実態を把握し、今後の身体拘束廃止のための施策推進や実地指導に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

- (1) 回答者の基礎情報に関する事項
- (2) 身体拘束の実態に関する事項
- (3) 身体拘束に際しての説明、同意に関する事項

3 調査範囲

地域的範囲 静岡県全域

属性的範囲 介護保険施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護・短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の利用者家族及び「認知症の人と家族の会」静岡県支部会員

4 調査期日

令和4年8月2日から8月31日まで

5 調査方法

郵送調査